

雑損控除 ～災害や盗難にあったら還付申告を～

昨年は、最強クラスの台風が相次いで直撃し、甚大な被害をもたらしました。特に台風 15 号や 19 号の豪雨や強風により住宅や構造物の破損、浸水被害が相次ぎ、各地で大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

こういった自然災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除として一定の金額が所得から控除されます。自宅等の修繕をしたり使えなくなった家財や車両があった場合、この制度を適用して税金を取り戻すことができるかもしれません。

雑損控除の金額

所得控除できる金額は、次の二つのいずれが多い方の金額です。

- ・ 差引損失額－総所得金額等×10%
- ・ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

〔注1〕「差引損失額」とは、資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額です。

〔注2〕「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額などです。

〔注3〕雑損控除は納税者本人だけでなく、生計をともにする配偶者や親族が所有する家財などの損害にも適用されますが、その人の総所得等の金額が38万円以下の場合に限られます。

損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰越して、各年の所得金額から控除することが出来ます(3年間まで)。

なお、雑損控除では盗難や横領などの犯罪により被害を受けた場合も対象となりますが、含まれない項目に「恐喝」や「詐欺」などが該当します。これらは、本人が回避できる可能性があると考えられていますので、税務上の救済が受けられません。

災害減免措置の利用

自然災害による損失で、差引損失額が住宅や家財の時価の50%以上である場合には雑損控除のかわりに災害減免法を適用することができます。

減免される所得税額は、以下の通りです。

その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
1000万円超	対象外

雑損控除を選択した場合には住民税においても雑損控除が適用され減免されますが、災害減免法による軽減免除は所得税の税額控除となり住民税には適用されませんので、別途住民税の雑損控除の申告も必要となります。

雑損控除・災害減免措置を受けるための手続き

この控除を受けるためには所得税の確定申告が必要です。災害関連支出の金額に関する領収書等は、申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります。

またこの場合は還付申告ですので、申告年の翌年1月1日から5年間有効です。つまり去年2019年の還付金は2024年12月31日までに申告すれば還付を受けることができます。

雑損控除と災害減免措置はいずれか一方しか適用できません。例えば、年間所得より損害額が大きいときは、雑損控除の方が繰越控除を受けられますので有利といえます。どちらを適用するかよく考えて申告しましょう。

より詳しくは、国税庁発行のリーフレット「災害により被害を受けられた方へ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/fukko-tokubetsu.pdf>
をご参照下さい。